

気候変動に関する ICJ 勧告的意見と企業の人権デューディリジェンス実務 ービジネスと人権の視点から

企業法務ニュースレター

2025 年 9 月 11 日号

執筆者:

[湯川 雄介](#)

y.yukawa@nishimura.com

[常盤井 あさひ](#)

a.tokiwai@nishimura.com

[長岡 隼平](#)

j.nagaoka@nishimura.com

1. はじめに

気候変動は、いまや環境問題にとどまらず人権課題としても国際的に位置づけられています。2025 年 7 月 23 日、国際司法裁判所（ICJ）は、気候変動に関する各国の国際法上の義務と義務違反時の国家責任を示す初の勧告的意見¹を公表し、気候変動を「人類と地球の存続に関わる地球規模の問題²」と明言しました。

本稿は、ビジネスと人権の観点を交えて当該勧告的意見の要点を整理し、企業の人権デューディリジェンス実務への影響を検討します。

2. 「ビジネスと人権」と気候変動について

「ビジネスと人権」とは、ビジネスに関連する人権侵害に焦点を当て、国際的に重要な課題として世界的に議論が進められている分野です。経済活動のグローバル化等によって企業活動が人権に与える影響が多様化し、その影響力が拡大していることを背景に、企業にも人権尊重の責任を課し、その責任に基づく対応を求めるための規範が策定されてきました³。

特に、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（指導原則）⁴」は、企業に対し、「国際的に認められた人権」を尊重し、事業活動やサプライチェーンを通じた人権侵害を防止・軽減する責任を課しています。国連指導原則は、法的拘束力はないものの、各国の企業の人権責任に関する法制化等に大きな影響力を持ってい

¹ [Advisory Opinion of 23 July 2025](#)

² 同上パラグラフ 456 (an existential problem of planetary proportions)

³ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業編『サステナビリティ大全』第4部 第2章 第1節 1-2 (368-375頁)、湯川雄介『「人」から考える「ビジネスと人権」』（7-17頁）

⁴ [Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework | OHCHR](#)

ます⁵。

ビジネスと人権の議論でいう「人権」とは、「国際的に認められた人権」を指しますが（指導原則 12）、2022 年には「クリーンで健康的かつ持続可能な環境への権利」が国連総会で普遍的な人権として宣言されました⁶。当該宣言も踏まえると、安全で安定した気候（safe and stable climate）を含む⁷「クリーンで健康的かつ持続可能な環境への権利」についても、「国際的に認められた人権」として国連指導原則の対象となり、企業の人権尊重責任の範囲に含まれると解されます。2023 年 6 月に国連ビジネスと人権作業部会によって公表された指導原則と気候変動との関係について分析したインフォメーションノート⁸でも、気候変動が人権に与える影響に対し企業は指導原則上の責任を負うことは明らかであるとされています⁹。

このような流れの中で、今回の勧告的意見が出されたことを踏まえ、企業には、人権方針の枠組みの中で、気候変動問題についても適切に対処していくことが求められています¹⁰。この点は、気候変動の対応部署と、人権デューディリジェンスの担当部署が完全に分離していて、情報交換や施策の整合性確保が行われていない企業においては、特に注意が必要です。

3. ICJ 勧告的意見の内容

(1) 国際法上の気候変動対策に関する義務の明確化

今回の ICJ の勧告的意見において注目すべき点は、気候変動対策に関する国際法上の義務を確認した点にあります。

気候変動に関する主要な多国間条約（気候変動枠組条約（UNFCCC）、京都議定書、パリ協定）上の義務は法的拘束力を有し、各国は温室効果ガス排出の緩和策及び気候変動への適応策を講じる義務を負うことが確認されました¹¹。

(2) パリ協定の 1.5℃目標と NDC

⁵ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業編『サステナビリティ大全』374 頁。特に、**EU の企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令や、森林破壊防止規則（EUDR）、電池規則（EUBR）等、人権・環境デューディリジェンスを一本の法律で規定する動きが欧州で増加している**ことは本稿のテーマとの関係で注目に値します。

⁶ [UN General Assembly declares access to clean and healthy environment a universal human right | UN News](https://www.un.org/press/en/2022/09/20220923-un-general-assembly-declares-access-to-clean-and-healthy-environment-a-universal-human-right)

⁷ <https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2023-01/UNDP-UNEP-UNHCHR-What-is-the-Right-to-a-Healthy-Environment.pdf>（9 頁）

⁸ [Information-Note-Climate-Change-and-UNGPs.pdf](https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2023-01/UNDP-UNEP-UNHCHR-What-is-the-Right-to-a-Healthy-Environment.pdf)

⁹ 同上 437 頁

¹⁰ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業編『サステナビリティ大全』第 4 部 第 2 章 第 3 節 1（434-445 頁）、湯川雄介『「人」から考える「ビジネスと人権」』（18-19 頁）

¹¹ [Advisory Opinion of 23 July 2025](#) パラグラフ 268-270

パリ協定について、産業革命前比での気温上昇を 1.5℃以下に抑えるという、1.5℃目標が科学的コンセンサスを得た主要な目標であると認定しました¹²。パリ協定においては、全ての締約国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献（NDC）」として 5 年毎に提出・更新する義務があるとされているところ¹³、各国の NDC は「可能な限り最も高い野心（highest possible ambition）」を反映し、協定の目的達成に十分な内容である必要があるとされました¹⁴。

(3) 相当な注意義務（デューデリジェンス）の水準

気候変動の深刻さを踏まえ、各国に課される相当な注意義務の水準は「厳格（stringent）」であるとされました¹⁵。

(4) 人権との関係

気候変動対策に関する国家の義務は、国際人権法上の義務としても位置づけられることが確認されました。特に「クリーンで健康的かつ持続可能な環境への権利」は他の人権の享有に不可欠であり、これを保護する義務があると認定されています¹⁶。

(5) 企業等の責任

各国は、自国内の企業等による温室効果ガス排出を適切に規制し、必要な立法・行政措置を講じる義務があるとされ、企業の排出行為そのものが直接国際法違反となるわけではないものの、国家が企業の排出を十分に規制しない場合、国家責任が生じ得ることが示されました¹⁷。

4. 勧告的意見の企業への影響

ICJ 勧告的意見は企業に直接的な国際法上の義務を課すものではありません。しかし、各国政府には企業活動を含む温室効果ガス排出を規制・監督する義務があると示されたため、今後は排出規制や気候関連情報開示の強化が進むことが予想されます。

さらに、今回の勧告的意見は「クリーンで健康的かつ持続可能な環境への権利」を、他の人権の享有の前提となる重要な人権として認め、国家にその保護義務を課しました。

近年、ビジネスと人権の分野でも、気候変動が人権に与える影響に対する企業の責任が活発に議論されてき

¹² 同上パラグラフ 224

¹³ パリ協定第 4 条 2 項、COP21 決定（決定 1/CP.21 パラグラフ 23 及び 24）

¹⁴ [Advisory Opinion of 23 July 2025](#) パラグラフ 242, 245, 249, 270

¹⁵ 同上パラグラフ 138, 246

¹⁶ 同上パラグラフ 373-386, 393

¹⁷ 同上パラグラフ 281-282, 428

た流れを踏まえると、企業の人権尊重責任と気候変動対応の関係に対する国際社会の注目度は、今回の勧告的意見によっても一層強まり、企業が気候変動対応を人権の視点から再構築する必要がますます高まったといえます。具体的には、経済協力開発機構（OECD）のデューディリジェンスガイダンス¹⁸等、人権と環境の両方の課題に対処するデューディリジェンスの枠組みに関する国際規範に基づいて、既存の人権デューディリジェンスの取組みに、気候変動に関連するリスクの視点を加え、バリューチェーン全体で関連する人権への負の影響を特定・評価¹⁹した上で対処していくことが望まれます。

【Webinarのご案内】

上記のような人権・環境デューディリジェンスについて、その国際動向及び関連する国際規範を中心とした企業の皆様が疑問を持たれがちなポイントについて解説する Webinar を以下の要領で開催いたします。当該 Webinar においては、OECD の責任ある企業行動センターの専門家をゲストとしてお招きし、日本のみならず海外における企業の関心事項についてもディスカッションをする予定です。

なお、当該 Webinar は、同日を含む 9 月 16 日～19 日の期間にバンコクで開催される「責任あるビジネスと人権フォーラム（アジア太平洋地域）2025」に合わせ、バンコク現地で開催する対面イベントをオンラインで同時配信するものです（ハイブリッド形式）。なお、法律事務所所属の方、本分野に関するコンサルティング事業を行っている方、およびご登録いただいた情報から所属先の確認できない方等（メールアドレスがフリーアドレスや携帯アドレスの方等）、当事務所が適切ではないと判断するお申込みについては、個別にご連絡することなくご参加をお断りする場合がございますのでご了承ください。

タイトル： 人権・環境 DD の国際基準、最新規制と企業実務～救済へのアクセスの視点も踏まえて～

開催日時： 2025 年 9 月 18 日（木）**21 時 30 分～22 時 00 分**（日本時間）

開催方式： ハイブリッド形式（バンコク現地での対面開催＋オンライン同時配信）

参加費： 無料

お申込み： オンラインのご参加については下記 URL からお申し込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_aiO-ggrLSX61at8ZKmA4sw

連絡先： 湯川 雄介（y.yukawa@plus.nishimura.com）

バンコク現地での対面参加をご希望の方は上記のメールアドレスまでご連絡ください。

¹⁸ OECD は、企業が人権・環境デューディリジェンスに関する国際的な規範を理解し、具体的に実施するための参考として、ガイダンスや業種別ガイダンスを多言語（日本語を含む）で公表しています（<https://www.oecd.org/en/topics/sub-issues/global-engagement-on-responsible-business-conduct/responsible-business-conduct-in-asia.html>）。

¹⁹ この点、例えば、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、気候変動が影響を与え得る人権として、生命への権利、水及び衛生への権利、食糧への権利、健康への権利、住居への権利、自己決定権、文化及び開発への権利を挙げています（[OHCHR and climate change | OHCHR](#)）。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com